中国・四国ブロック協議会 説明資料



広島県における 再犯防止の取組について

令和5年2月14日 広島県環境県民局 県民活動課

- 1. 広島県における犯罪をした人の状況
- 2. 広島県再犯防止推進計画
- 3. 刑事司法手続終了者に対する

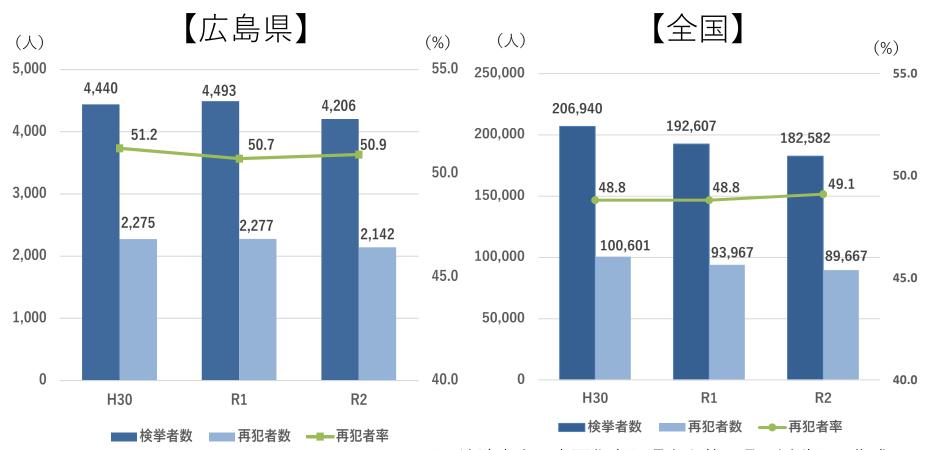
就労支援事業

- 1. 広島県における犯罪をした人の状況
- 2. 広島県再犯防止推進計画
- 3. 刑事司法手続終了者に対する

就労支援事業

広島県における犯罪をした人の状況

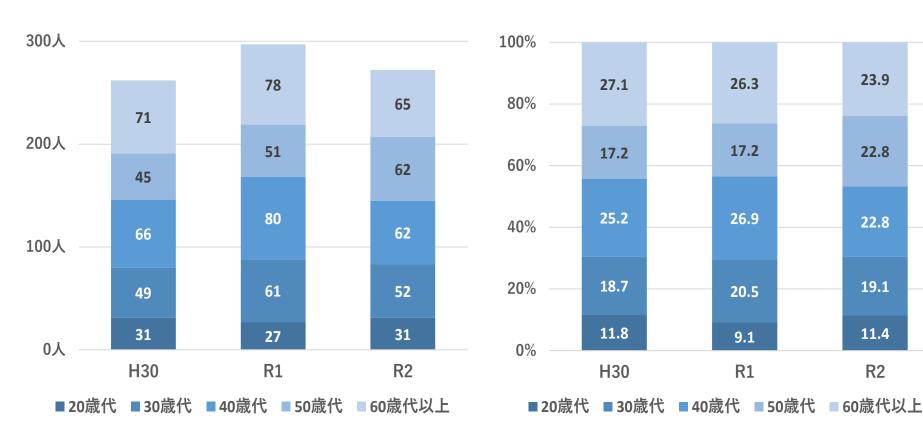
- ■再犯者数・再犯者率 (広島県)
 - 近年, ○再犯者数は横ばい。
 - ○再犯者率は、継続して5割を超え、全国よりも高い



広島県における犯罪をした人の状況

- ■受刑者※の状況(広島県)①
- ○年齢(人数) 入所者数は300人弱で横ばい。

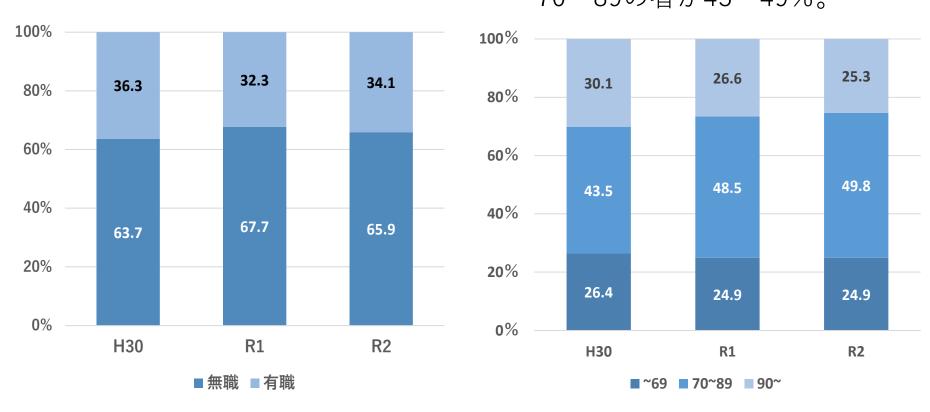
○年齢(割合)60歳以上の割合が、23~27%



※法務省矯正局調査を基に広島県県民活動課で作成。犯罪時の住居が広島県の新受刑者の状況。

広島県における犯罪をした人の状況

- ■受刑者の状況(広島県)②
- ○犯罪時の就業状況
 - ○能力検査値(ⅠQ相当値※) 無職の割合が63~67%。 69以下の者が24~26%, 70~89の者が43~49%。



※刑事施設において実施した能力検査の結果を、IOに相当する値に置き換えたもの。IOの中央値は100。

- 1. 広島県における犯罪をした人の状況
- 2. 広島県再犯防止推進計画
- 3. 刑事司法手続終了者に対する

就労支援事業

広島県再犯防止推進計画

1 策定趣旨

高齢、疾病、貧困等の生きづらさを抱えた犯罪・非行をした人に対し、地域社会において「息の長い」支援を実施するため、県の目指す姿や取組の方向を示すために策定。

2 位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に基づく県計画

3 計画期間

令和3年度~令和7年度(5年間)

4 対象

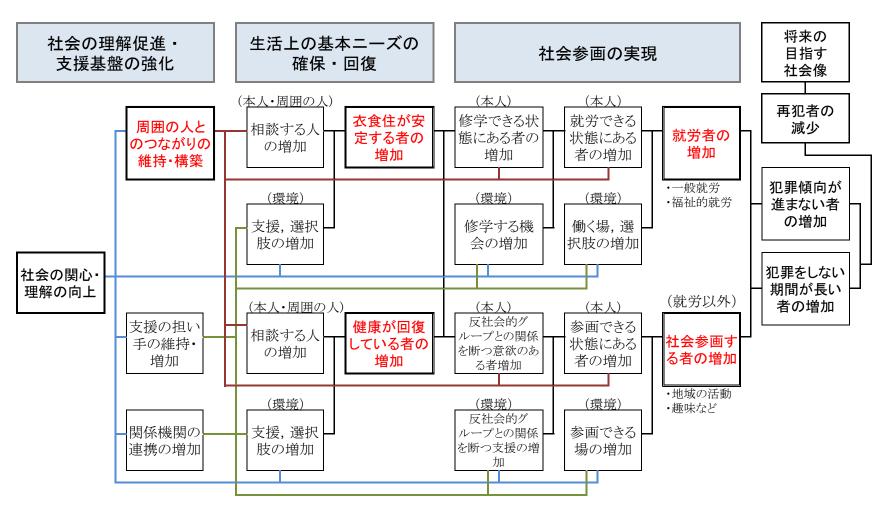
犯罪・非行をした人とその家族,犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者,及び 犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員

《施策体系》

項目	小項目	
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進	
	(2) 支援基盤の強化	
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保	
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等	
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援	
	(2) 修学等の支援	

広島県再犯防止推進計画

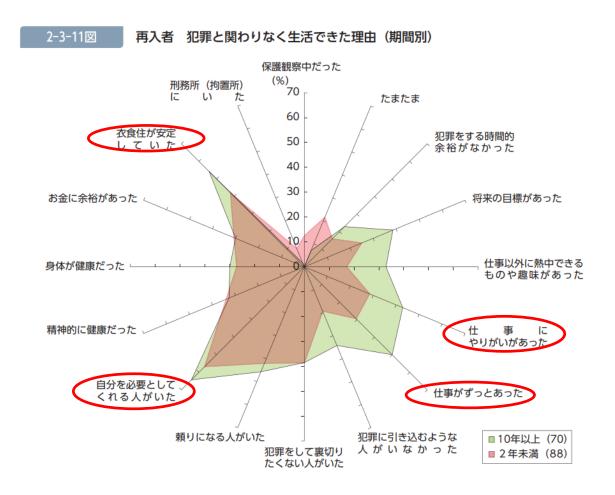
■「目指す社会像」の実現に必要な要素



※参考:法務総合研究所報告59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査等

広島県再犯防止推進計画

【参考】施策体系の根拠



※ 出典:法務総合研究所報告59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査28頁

広島県再犯防止推進計画【成果指標】

【社会の理解促進・支援基盤の強化】

〇再犯防止推進計画を策定した市町※の数

R2年度	R3年度	R7年度
(策定時)	(現状値)	(目標値)
2市	12市町	20市町

※県内市町数:23市町

【生活上の基本ニーズの確保・回復】

○福祉等の利用調整をした者の1年後の地域定着率※

H29~R1年度	R1~R3年度	R4~R6年度
平均(策定時)	平均(現状値)	平均(目標値)
83%	67%	88%

※地域定着率

住居,保健医療,福祉サービスの提供を 受けている者/利用を調整した者

【社会参画の実現】

〇就労支援をした者の就労継続率 (3か月後)

R2年度	R3年度	R7年度
(策定時)	(現状値)	(目標値)
_	75% 💥	90%

※R3年度に支援を行った35名のうち, R3年度内に支援が終了した8人の就労 3ヵ月後の継続率

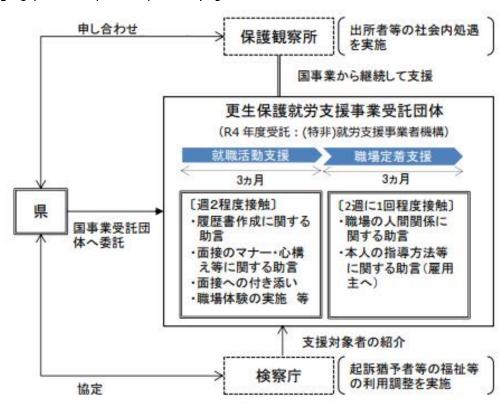
- 1. 広島県における犯罪をした人の状況
- 2. 広島県再犯防止推進計画
- 3. 刑事司法手続終了者に対する 就労支援事業

刑事司法手続終了者に対する就労支援事業

■事業概要

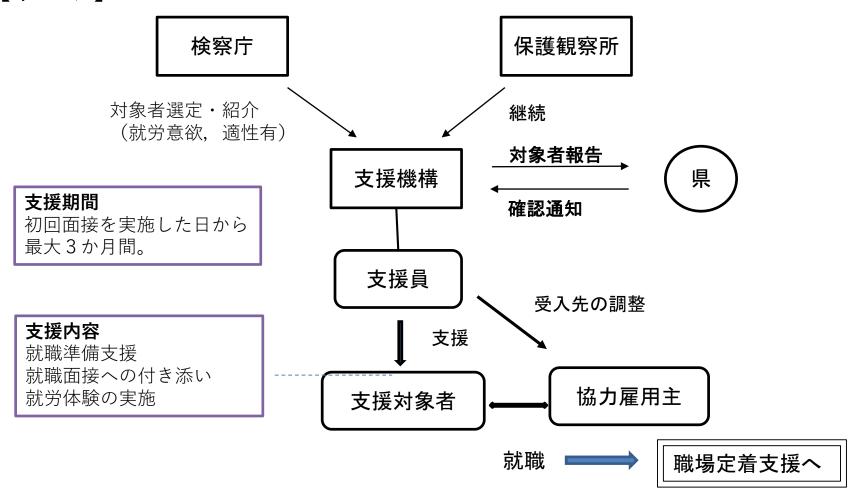
- ・犯罪・非行により,就労が困難な状況にあるが,刑事司法手続きの終了により,支援を受けることができなかった者(起訴猶予者等),国の支援が終了した者(保護観察等対象者)に対し,就職及び職場定着の支援を実施する。
 - · 令和 4 年度当初予算: 2,049,000円

■事業イメージ



事業内容①:就職活動支援

【イメージ】

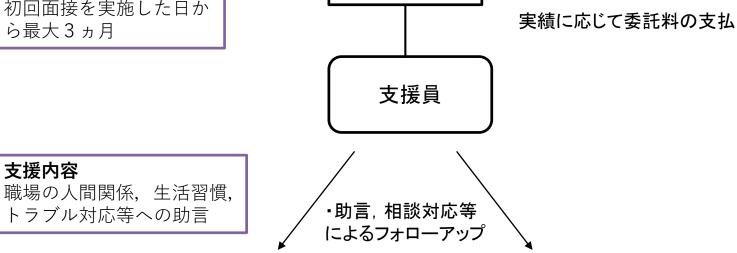


事業内容②: 職場定着支援

【イメージ】

支援期間

初回面接を実施した日か ら最大3ヵ月



支援機構

トラブル対応等への助言

支援対象者

協力雇用主

実績報告/月

県

就労支援事業の意義

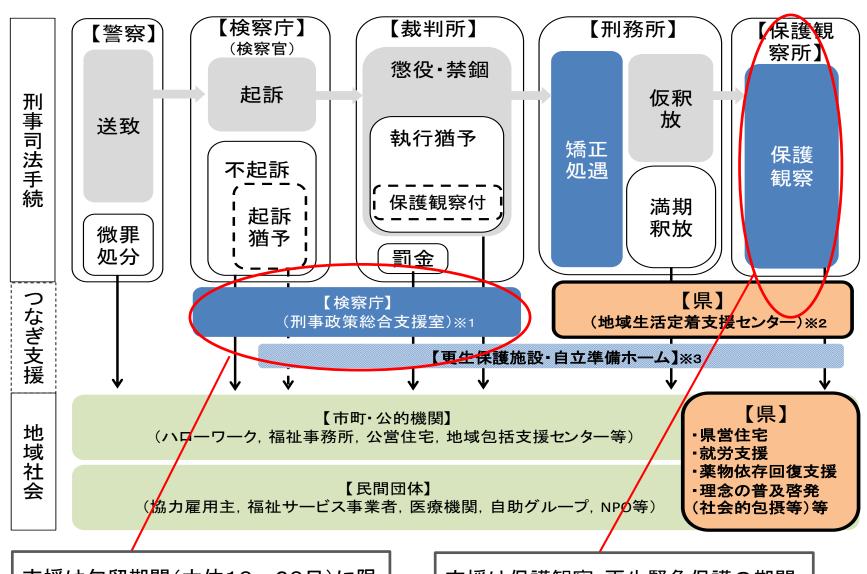
1. 就労支援による再犯の防止

2. 刑事司法手続の狭間にある者への支援

①検察庁・保護観察所が関与できない領域での 支援

- ②入口支援への拡大
 - →犯罪傾向が進む前の介入

【参考:刑事司法手続きの流れ】



支援は勾留期間(大体10~20日)に限られる。

支援は保護観察・更生緊急保護の期間に限られる。

おわりに

〇就労支援事業のポイント 検察庁や保護観察所等との緊密な連携

県事業は,

- ・対象者の選定や紹介を行う機関
- ・対象者に伴走して就労や定着を支援する団体 等 との連携によって実施
 - ⇒関係機関で会議を開催するなど, 情報共有に努めることが大切

~ご清聴ありがとうございました~